

第二十一回宗教法学会・報告

宗教団体の内部紛争と司法権

第一部 問題提起の部

〔第一報告〕

蓮華寺事件最高裁判決（平成元年九月八日）の経過と問題点

——板まんだら判決（昭和五六年四月七日）と対比して——

桐ヶ谷 章

（創価大学）

はじめに

創価大学の桐ヶ谷でございます。平成元年の九月に「蓮華寺事件」最高裁判決の言渡しがありました。この蓮華寺事件は、宗教団体内部において教義の問題を理由に処分をした場合に、この処分を前提とする訴訟が生じたときには、そのような訴訟はいわゆる「法律上の争訟」にあたらないうことで、却下すべきであるということを示した判決でございます。この蓮華寺事件最高裁判決は、昭和五六年のいわゆる「板まんだら事件」最高裁判決を踏襲しているようですが、この板まんだら事件最高裁判決を蓮華寺事件のような事例に援用してよ

いのか、ということが非常に大きな問題点になろうかと思えます。

私は、主としてこの蓮華寺事件および板まんだら事件の経過と概要等につきまして概略を説明し、その異同を摘示して、このシンポジウムの問題提起とさせていたきたいと思います。¹ 後ほど大野先生、伊藤先生、滝沢先生等から、いろいろな角度からの問題点の指摘・追及を含むご報告があると思います。

一 「蓮華寺事件」の経過と概要

1 事案の概要

まずはじめに、蓮華寺事件の経過と概要につきまして報告させていただきます。²³ この事件は、日蓮正宗の被包括寺院である蓮華寺（以下本節では「X」という）の久保川法章という住職（以下本節では「Y」という）が日蓮正宗の宗旨の根本である本尊と血脉相承ということについて「異説を唱え、訓戒を受けても改めない」という理由で日蓮正宗により宗規に従って擯斥処分されたという事件でございます。擯斥処分と申しますのは、日蓮正宗の僧籍を削除するという、僧籍剝奪の処分であります。Xにおいては、代表役員は住職をもって充てることになっており、その住職には日蓮正宗の教師僧侶が任命されるということになっております。したがって、僧籍が剝奪されると住職たる基本的資格もなくなりますので、代表役員の地位もなくなる、すなわち、住職でも代表役員でもなくなるということになるわけです。またXでは、住職あるいは代表役員の地位にあるということをもって、お寺を使用しましたこれに居住することができることになっておりますため、そういう地位もなくなってしまうということ、お寺に住む権原もなくなったという状況になってしまいました。そういう事実関係の中で、

XからYに対してお寺を出ていきなさいという訴訟（第一事件）を提起し、一方YのほうからはXに対してXの代表役員・責任役員の地位にあることの確認を求める訴訟（第二事件）を提起したというのがこの事件です。

Yの方はまず、処分を争う理由として、日蓮正宗において懲戒処分権者は管長とされているところ、同宗の管長としてYを処分した阿部日顕（以下「A」という）という人は管長でないので、Aのした処分は無効である、また自分の唱えた所説は異説ではない、したがって処分は無効である、という主張をしました。他に、処分権限の濫用ということが主張されておりましたが、これは今回の報告とあまり関係がないと思われるので、省略させていただきます。このような訴えに対して、第一審裁判所（大阪地裁）はXからの建物明渡請求の認容、Yからの地位確認請求の棄却という本案判決をしました。これに対しYが控訴し、第二審裁判所（大阪高裁）の判決は、双方の訴えを却下するという結論になりました。X、Y双方から上告され、最高裁におきまして、いずれの上告も棄却され、結果的には第二審の双方却下の判決が維持され確定したということになったわけでございます。

ところで、この訴訟では次の二点が争点になりました。すなわち、①Aが日蓮正宗の管長の地位にあるか否か（それに付随して、法主の地位の取得準則は何か）、②Yの唱えた所説が異説にあたるか否か、の二点につき、裁判所がどのように判断をなすべきかという点であります。そこで以下において、各裁判所がこれらの点についてのどのように判断し、いかなる結論に達したのかについて、見ておきたいと思えます。

2 大阪地裁判決

第一審の判決から、その要点をご説明申し上げます。まず、YにX寺の住職の地位があるかどうかということ

を判断する前提として、Yに對する処分が有効か否かということが問題になりました、まず①の争点すなわち、Aが管長であるかどうかということを経済所が判断できるか否か、ということが問題になりました。この点につきまして、第一審の大阪地裁は、管長の地位は法主の地位が前提となっており、法主の地位は宗教上の地位であるとしながら、「具体的な権利又は法律関係をめぐる紛争の当否を判断する前提問題として特定人につき宗教上の地位の存否を判断する必要がある場合には、その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるような場合は格別、そうでない限り、その地位の存否、すなわち、選任の適否について、裁判所は審判権を有するものと解するのが相当である」と述べ、宗教上の解釈にわたらない限りにおいてAが法主の地位にあるか否かを審理・判断できる、との見解を示しました。その上で、当該事件を具体的に検討しております。

まず第一番目に、法主の地位の選任手続について。日蓮正宗宗規第一四条に、「法主は、必要を認めるときは……次期の法主を選定することができる」という規定がありますが、これが日蓮正宗でいう「血脈相承」とどのような関係になるのかという点をめぐり、この規定の解釈が両当事者で争われたわけであり、裁判所は結論的には、そこでいう「選定」とは「血脈相承」のことであると認定しました。すなわち、「以上の事実を総合勘案すれば、宗規一四條二項にいう『選定』とは、血脈相承という宗教上の儀式を授けることを意味し、血脈相承を受けた者の法主就任時期は当代法主の退任又は遷化の時と解するのが相当である」と認定しております。

次に、Aが血脈相承を受けたかどうかということについて裁判所が判断できるか否かということを含めたいました。その上で、血脈相承の存否を判断するためには日蓮正宗の教義信仰に立ち入らなければならないから、基本的には裁判所はそういうものは判断できない、しかしながら、血脈相承には、いわゆる宗教上の教義信仰にわたる側面と同時に社会的事実としての側面もあるはずだ、その面を裁判所は判断することができるのではない

かという角度から、血脈相承の存否は判断できるという前提に立ちまして、結論的に血脈相承があったという判断をしたわけであります。

すなわち、まず血脈相承の存否の審判の可否について、「確かに、前示のとおり、日蓮正宗においては、法主は、本仏たる宗祖の内証を代々継承し、宗派を統率し、教義の解釈、裁定を行い、かつ、本尊を書写し、下付する権能を有する宗教上の最高権威者とされ、このような法主の有する宗教上の特別な力ないし権能を承継させる行為を血脈相承というのであるから、血脈相承が日蓮正宗の教義に深くかかわるものであることは否定しがたし。しかしながら、次期法主選任行為としての血脈相承は宗教上の儀式としての血脈相承を意味するのであるから、それが社会的事実としての側面を有することもまた否定しがたいところであり、このような社会的事実たる宗教上の儀式として「の」血脈相承の存否については、裁判所は、日蓮正宗の教義の解釈に立ち入ることなく、審理、判断することが可能である」と述べております。

そして、血脈相承がこういう角度から判断し得るんだという前提のもとに、血脈相承があったかどうかということ判断するために、詳細に事実を検討しております。すなわち、主として血脈相承があったとされる時期以降の日蓮正宗内の様々な儀式の執行等の宗内の諸情況をいちいちこまかく認定した上で、結論的に、「以上の認定によれば、日蓮正宗において血脈相承という宗教上の儀式は、法主と唯一人の次期法主との二人だけで行われ、他の者の立会いは許されないものであるが、Aは、Bが遷化した直後昭和五三年四月一日Bから血脈相承を受けた旨を宗内に公表し、その後、一貫して法主として振舞い、それに対して、一年以上の間Yを含め何人からも異義を唱えられたことはなく、Yらは、昭和五六年一月一日、初めてAが血脈相承を受けていない旨の主張をするようになったが、それは、創価学会への対応についてAと意見が対立し、Aから懲戒処分を受けたこ

とに對抗して行なったものであることが明らかである。そして、右事実によれば、Bが昭和五三年四月一日Aに對し日蓮正宗において血脈相承といわれている宗教上の儀式を授けたものと推認するのが相当である〔る〕というかたちで、血脈相承の授受行為そのものを認定しています。この点は後でまた別の判決との対比で若干問題にしたいと思っておりますけれども、いずれにしろ、血脈相承が行われたとされる時期以降の様々な事実を詳細に認定し、そういうものを間接事実として血脈相承の存否そのものを認定したということでございます（判決文中「B」とは先代法主細井日達のこと。以下同じ）。

次に②の争点、すなわち異説かどうかを裁判所が判断できるかという点に関しては、異説かどうかという判断を裁判所ができないのは当然だとしながら、憲法二〇条の精神から、日蓮正宗のなかにおいて、しかるべき裁定機関でそれが異説であるという裁定がなされていけば、それを尊重して裁判していただくということで、異説性についても、異説であるということを前提とした懲戒処分の有効性を認めております。すなわち、同判決は、Yの所説が異説であるか否かについて以下検討するとして、「憲法二〇条は、信教の自由を保障し、宗教活動についての国の干渉からの自由を保障している。したがって、宗教団体の教義に関する事項については国の機関である裁判所がその内容に立ち入って実体的な審理、判断をすることは許されないものというべく、宗教団体の内部において教義に関する事項について自治的に決定する方法が定まっている場合には、右自治的決定方法に基づく決定を尊重すべきである」とした上で、そういう手続きがきちんと行われた旨認定し、結論的に、「そうすると、日蓮正宗は、Aの右裁定により、Yの前記各所説が日蓮正宗の教義に反する異説である旨の自治的決定をしたものと認めることができる」として、Yの唱えた説が異説であることを裁判所は所与の前提として判断してよいのだという結論を出しました。

以上もう一度整理致しますと、Aが法主かどうかという点については血脈相承があったということを裁判所が様々な間接事実から直接認めて、Aが法主である、したがって管長であるということを確認し、異説かどうかという点については、自治的決定の結果の存在を尊重して、異説であるということをも前提に裁判してよいという結論を出し、その上で、処分が有効であるという結論を下したわけです。しかして、処分が有効であるから、家屋明渡請求は認める、地位確認請求は認めないという本案判決をしたというのが、蓮華寺事件の第一審判決であります。

3 大阪高裁判決

これに対し、Yのほうから控訴しまして、控訴審では先ほど申しましたように、第一審判決を取り消し、第一事件、第二事件とも訴えを却下するという結論が出たわけです。

若干その理由とされているくだりを確認しておきます。同判決は、第一事件の建物明渡請求権も、第二事件の代表役員等の地位確認請求権も、その存否は「本件懲戒処分の効力にかかるといわなければならない」とし、宗教団体がその内部規律に則って団体の構成員であるYに対して行った本件懲戒処分の有効無効の判断ができるのかという論点については、「かかる処分の効力が争われそれについての判断が必要とされる場合においては当該団体の自律的決定の結果を原則として尊重すべきものであり、処分に付された手続が著しく正義にもとるか、それが全く事実条の根拠に基づかないか、又は内部規律に照らしても処分の内容が社会的観念上著しく妥当性を欠き公序良俗に反すると認められるような場合を除いて右処分を有効なものとして取り扱うべきものであって、その効力は右のような限度においてのみ裁判所の審査に服すべきものと解される」として、一般の私的団体

の処分の場合には、基本的には処分を有効なものとして扱うべきものだとすることを一般論として述べながら、「しかしながら他面宗教法人が宗教活動を目的とする団体であり、その宗教活動は憲法上国の干渉からの自由を保障されていることに鑑みると、団体の自治によって決定されるべき宗教上の教義、信仰にかかわる事項については裁判所はおよそ一切の審判権をもたないものといわなければならず、したがって、宗教団体内部における懲戒処分の効力が請求の可否を決する前提問題として争われている場合であっても、それに対する判断が教義内容に深くかかわり紛争の実体が宗教上の争いであるために当該紛争自体が全体として法律の適用による終局的解決に適しないときには法律上の争訟とはいえず、訴えは不適法として却下されるべきものと解するのが相当であり、このようなときにもさきのように団体の自律的結果尊重の観点から処分の効力を是認することは結果として裁判所が宗教上の対立抗争に介入しその一方の立場に立つことになり相当でないと解される」との論を立て、結局本件はそういう場合に当るので法律上の争訟に当らず、訴えを却下すべき事案であったとしております。⁴⁾

つまり、一般の団体においては、私的自治という観点から、懲戒処分があった場合、とりあえず処分が有効とすることを前提とする、すなわち特別に司法が黙過しがたいような事情があれば格別、そうでなければ有効として扱ってもいいのだという前提に立ちながら、宗教団体の場合には、教義・信仰の問題が絡んでいるから、そういう問題が処分事由と絡んでいる場合には、裁判所は処分事由などについては判断できないということになり、結局全体の紛争を法律上の争訟でないとして扱わなければいけないのだという角度の論がなされているわけであります。同じ思想信条に関する処分であっても、政党などの役員の処分などについては、処分は一応有効であることを前提としてもよい（袴田事件・最判昭和六三年一月二〇日・判時一三〇七号一一三頁・判タ六九四号九

二頁参照)。しかし宗教団体の場合には、教義・信仰に反することを理由に処分したというような場合には、裁判所は教義・信仰について判断できないのだから、全体として法律上の争訟性を認めないということで却下することになる、というわけです。これでは、宗教団体の場合には、憲法二〇条があるがゆえに、一般の団体に比して、処分の実効性が弱くなってしまうということになります。したがって、同判決は、憲法二〇条のおかげで宗教団体が他の団体よりも不利益を被るのではないかと思われるような一般論を展開し、具体的にもしもそういう結論を出しているような気がしてなりません。この点については、後に大野先生の報告で触れられることと思います。

4 最高裁判決

これに対し、双方が上告しましたが、最高裁は、双方の上告を棄却し、双方の訴えを却下した控訴審判決を維持しました。

すなわち、最高裁の判断も基本的には先ほどの高裁の判決を踏襲したようなかたちで次のようにしております。「特定人についての宗教法人の代表役員等の地位の存否を審理判断する前提として、その者の宗教団体上の地位の存否を審理判断しなければならぬ場合において……宗教上の教義・信仰に関する事項をも審理判断しなければならぬときには、裁判所は、かかる事項について一切の審判権を有しない以上、右の地位の存否の審理判断をすることができない」。したがってまた、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する訴訟であっても、宗教団体内部においてされた懲戒処分の効力が請求の当否を決する前提問題となっており、その効力の有無が当事者間の紛争の本質的争点をなすとともに、それが宗教上の教義・信仰の内容に深くかかわっているた

め、右教義、信仰の内容に立ち入ることなくしてその効力の有無を判断することができず、しかも、その判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものである場合には、右訴訟は、その実質において法令の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらないといふべきである」と述べております。この文脈は、後ほど説明致します板まんたら事件最高裁判決を表面的に踏襲した文脈になっておりますが、そういう一般論を立てた上で、本件については、「本件擯斥」処分効力の有無が帰するところ本件紛争の本質的争点をなすとともに、その効力についての判断が本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものである」とし、その判断をするについては「被上告人〔Y〕に対する懲戒処分の存否、すなわち被上告人の前記言説が日蓮正宗の本尊観及び血脈相承に関する教義及び信仰を否定する異説に当たるかどうかの判断が不可欠であるが、右の点は、単なる経済的又は市民的社会事象とは全く異質のものであり、日蓮正宗の教義、信仰と深くかわつてゐるため、右教義、信仰の内容に立ち入ることなくして判断することのできない性質のものであるから、結局、本件訴訟の本質的争点である本件擯斥処分効力の有無については裁判所の審理判断が許されないものというべきであり、裁判所が、上告人〔X〕ないし日蓮正宗の主張、判断に従つて被上告人の言説を『異説』であるとして本件擯斥処分を有効なものと判断することも、宗教上の教義、信仰に関する事項について審判権を有せず、これらの事項にかかわる紛議について厳に中立を保つべき裁判所として、到底許されないとある」といふことで、異説の内容について裁判所は判断できない——それは当然のことですが——、だから本件処分の効力も裁判所は判断できないということになる、したがつて、このような訴訟については、「法律上の争訟」に該当しない」として却下すべきだ、というわけです。また、「上告人ないし日蓮正宗の主張、判断に従つて被上告人の言説を『異説』であるとして本件擯斥処分を有効なものと判断することも」裁判所の中立という観点からみて、許

されないというようにっております。ここはおそらく、上告人(X)の側が、日蓮正宗の教団内における自治的な結果が存在する場合には、それを裁判の前提として——異説なら異説ということ为前提として——裁判していいのではないかと主張していたことに對する答えであろうと思われませんが、これは、教義信仰の問題について、教団内に自律的な解決結果があった場合にもそれを尊重して裁判することは、一方に加担することになって、結局裁判所の中立の原則に違反することになるのだと、そういう論を展開しているように思います。これも、たいへん問題になる部分ではないかと思ひます。⁽⁶⁾

以上のように、結論的には、異説を理由とする処分があった場合には、そういう処分を前提とする法律上の紛争(訴訟)というものは、全体として裁判所の判断に適さないものだという、私からいわせれば、かなり乱暴な、大雑把な議論を展開して双方の訴えを却下しているというのが、蓮華寺事件の最高裁判決であるということであり、また具体的には、事案からも明らかのように、請求の前提として宗教団体における処分ということであり、また具体的に争われている紛争というのはお寺の建物の明け渡しとか、あるいは宗教団体の代表役員の地位であるとか、きわめて市民法上のレベルでの世俗的な問題であるわけでございます。決して宗教問題というものが中心にすえられた紛争ではなく、まさに世俗的な紛争をどうやって解決するかということが訴訟全体として問われているにもかかわらず、こういうものは裁判所として扱わないという態度をとったというのが、この蓮華寺事件に対する高裁、最高裁の判決であります。そして、これにある意味で相当影響を与えたと思われる判決が、先程から申し上げております板まんだら事件の最高裁判決なのであります。

二 「板まんだら事件」の経過と概要

1 事案の概要

この裁判は、昭和五六年四月七日に最高裁の判決がなされたものですが、判決の内容にはいる前に、事案の概略をご説明申し上げます。

この事件は、日蓮正宗の在家信徒団体である創価学会が日蓮正宗の総本山に正本堂という堂宇を建立寄進するために供養金を募財したところ、これに応じて寄付をした会員のうち十数名が、信仰の対象の価値、堂宇の宗教上の意義について錯誤があったということを主張して、創価学会に対して寄付金の返還を求めたという事件でございます。原告（以下本節では「X」という）が主張する錯誤の内容というのは、一つは、被告すなわち創価学会（以下本節では「Y」という）は、「戒壇の本尊」を安置するための正本堂の建設費用にあてると称して寄金を募集したけれども、Yが正本堂に安置した本尊の「板まんだら」は、日蓮正宗において「日蓮が弘安二年十月十二日に建立した本尊」と定められた本尊でないことが本件寄付の後に判明したということ。つまり、本尊は偽物だということをまず主張したわけです。第二点目に、Yは募金時には正本堂完成時が広宣流布の時にあたり、正本堂が「事の戒壇」にあたりと称していたが、正本堂が完成すると正本堂はまだ三大秘法抄、一期弘法抄の戒壇の完結ではなく、広宣流布はまだ達成していないということを言い始めたが、この点でも錯誤があるというわけです。このように宗教上の信仰の対象物や堂宇の宗教的意義づけと密接に関連する主張で訴訟を提起したわけでありませう。

そして訴訟活動の中で行われたことはどういふことかという点、もっぱら板本尊偽作論だとか、「戒壇の本尊」が偽物か本物かということを証拠によって証明したいというような主張および立証活動であり、またさらに、前述の堂宇の宗教的意義づけについての証明のための立証活動でありました。さらに訴訟を提起するにあたってXらが記者会見を行い、金を返してもらおうことが目的なのではない、ほんとうの目的は板本尊が偽物か本物かということを法廷の場で明らかにすることであると説明し、この声明は、当時の日刊新聞やテレビなどにより報道されております。またそういうことを書いた書物を自ら出版したり、あるいは週刊誌等の取材に応じてそういうことを述べているというようなこともございました。いうならば、錯誤に基づく不当利得の返還請求という、一応法律上の係争の形をとった訴訟ではありませんが、その実体は教義論争を法廷の場で行うために、法律上の係争という形をとって、問題を法廷に持ち出してきたという類いのものであったわけであります。そしてこのような実体は、Xらの主張立証を含めた訴訟活動からも、きわめて明白にあらわれていたのであります。

このような事案につき、第一審の東京地裁は、教義や信仰の争いは裁判になじまない等の理由で、本件は「裁判所が審判すべき法律上の争訟とは到底いい得ない」として訴えを却下しました。それに対して第二審の東京高裁では、錯誤に基づく不当利得返還請求権であるという形に着目して、そのような形で裁判所に紛争が持ち込まれている以上、法律上の争訟にならないとして却下するのは行き過ぎだということで、第一審判決を取り消して第一審に差戻すという判決をしました。これに対して、Yが上告したわけでございます。

2 最高裁判決の内容

最高裁の判決文の詳しい内容に關しましては、時間の関係で省略させていただきますが、同判決は、本尊の間

題、戒壇の問題という二つの点が争点になるとした上で、「右(1)〔本尊の問題〕の点については信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断が、また、右(2)〔戒壇の問題〕の点についても『戒壇の完結』、『広宣流布の達成』等宗教上の教義に関する判断が、それぞれ必要であり、いずれもことからの性質上、法令を適用することによって解決することのできない問題である。本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものとして認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていと認められる」ということで、こういう事案については、法律上の争点でないとして、訴えを却下するのが相当であると判断したわけであります。

ここで、教義信仰上の判断が請求の当否を決する前提問題となつており訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものとなつていとすることが、法律上の争点でないとされるための一つの条件になつております。そういう場合には、裁判所は前提問題について判断できないと仮にすれば、これが法律上の争点にならないのは、場合によつてはやむを得ないでしょう。しかし、さらに注目したいのは、もう一つの条件として「本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていと認められる」ということを判示していることです。「記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると」ということで、訴訟全体の経過から見て、まさに教義論争というものが紛争の核心になつていゝる——先ほど申し上げましたように、本命は宗教上の問題を法廷で解決することにあり、法律上の争訟の形は単に衣にすぎない、いわばそういうような場合です——そういう場合に限り、またそういうことが記録上にもあきらかにあらわれた場合に限つて、訴えを却下していいのだと、最高裁は

いつているのではないかと思えます。まさに板まんだら事件というのはそういう特殊な事例であつて、だからこそ、却下という結論が出たというように思うのです。

このような事案に関しても、最高裁の中で意見が別れておりまして、寺田裁判官は訴訟判決ではなくて本案判決をすべきだということをおっしゃっています。もちろん、本尊や戒壇の問題については宗教上の問題ですから、裁判所が審理判断できないという点については多数意見と同じでございます。ただ、審理判断できないのであれば、それを主張立証するほうが不利益を被ればいいという、立証責任の原則を適用した上で、本件の場合は結論的には返還請求を棄却すればよかつたということをおっしゃる、寺田裁判官は指摘しております。

3 「板まんだら事件」の特殊性

ごく駆け足で二つの事件についてご説明申し上げましたけれども、ここで、板まんだら事件の特殊性ということをお点かピックアップしておきます。

本来裁判所というのは、紛争解決の機能と職責を有しているわけでありまして、よほどのことがないかぎり、裁判所が法廷に持ち込まれた紛争の解決を拒否するというようなことがあつてはならないのではないかと。それが、まず大原則ではないかと思えます。これは、憲法の裁判を受ける権利とも関係することでおさめよう。また自力救済が禁止されているということも、最終解決は裁判所に任せればいいのだからという前提があるからでありまして、裁判所が紛争の解決を拒否するということは、国民の生活にたいへん重大な影響を及ぼすことでもあります。したがつて、その拒否はきわめて慎重にしなければならぬというように基本的には考えます⁸⁾。その上で、板まんだら事件というのは、その解決を拒否してよい特殊例外的な事例であつたと、このように位置付け

られるのではないかというのが、私の基本的な考えでございます。そこで、同事件において、どういう特殊性があったから拒否してよかったのか、という点について見ておきたいと思えます。

まず第一番目に、板まんだら事件は「供養金」の返還請求事件であったということであり、「供養」というのは——ここには、宗教関係者の方もたいへん多いと思えますが——、信仰心の発露として諸物や志を仏に捧げる宗教上の行為であります。そのような「供養」を返せということは、そういう宗教行為を後で取り消すということであり、いわば冥加金とかお賽銭とかそういうたぐいのものを、後で信仰心が変わったから返してくれということと同じようなもので、きわめて法律だとか訴訟になじみにくい性質のものであろうと思うのです。まず基本的にそういう類いの訴訟であったということでございます。⁽⁹⁾

第二番目に、これも先程から繰り返し述べておりますように、原告の意図というのが教義信仰上の判断を裁判所に求めるといふ点にあって、権利関係の争いというのはその隠れ蓑ないし衣にすぎなかった。そのことが、原告の訴訟活動からも明白であった事例である、ということがいえようかと思えます。⁽¹⁰⁾

第三番目に、宗教上の事項が、原告という提訴者の側から請求を基礎づける事由として訴訟の場に持ち出されるかは請求の組み立て方によって違ふと思えますが——が、いずれにせよ、提訴者側である原告の方の、自らの請求を基礎づけるものとして法廷の場に持ち出されました。第二番目とも関連する問題であります。能動的・積極的にそういう宗教問題を法廷の場に持ち出しているということでございます。

第四番目に、訴えの提起が宗教団体の自治権に対する侵害を企図しているという側面が見られるのではないかと。なにか、宗教団体が宗教的權威として持っているものの不当を国家権力によって烙印づけよう

とする、そういう意図が見られます。本尊の真贋などということを経廷の場で明らかにしようということは、法廷の場で、ある特定の宗教団体の権威とされているものを不当であると烙印づけようとするものであるわけ^①です。これは、逆に本尊が本物であるということが裁判所により認められたとしても、一方でその宗教団体の権威を国家が裏打ちすることになり、こちらの方も問題であらうかと思われま^②す。いずれにせよ、自治権を侵害するというような意図があるかと思われま^③す。

第五番目に、第四番目の問題とは若干逆のような感じがありますが、宗教団体の自治権尊重ということの働く余地のない事例であつたということがあげられます。いわゆる懲戒処分などでは自治権の行使としての懲戒処分という点で、自治権の尊重ということを考慮する余地があるわけですが、板まんだら事件の場合には、錯誤があつたか無かつたかということが争点で、そこには自治権の働く余地はない。錯誤があつたか無かつたかを判断するためには、教義上の問題を判断しなければならぬわけですが、錯誤の有無は、宗教団体の統制とは違^④う次元の問題でありますから、錯誤が無かつたなどという判断を宗教団体がしてよいという筋合のものではないと思ひます。そういう意味で、自治権の働く余地はなかつたといえます^⑤。ただ、本尊が本物か偽物かなどという問題は、これを本尊としてゐる宗教団体の自治権の行使の結果であるとはみることができるのでありますから、そのような限度では、自治権の働く余地はありま^⑥しょう。そういうものを履そ^⑦うとするというのは、自治権に対する侵害を意図したものであると考えられると思ひます。

第六番目に、これはかなり実務的な判断であります^⑧が、却下も棄却もそれ程結論的に差異はなかつた事案であるということ^⑨です。供養金を返せ^⑩という訴えが却下されよう^⑪と棄却されよう^⑫と、要するに返さなくてもいいという結論においては、あまり差異がない。それに対して、自治権を尊重しなければならぬ統制処分のような場合

には、前提問題に宗教上の判断をしなければならぬ事項があるからといって却下すると、自治権を尊重して本案判決するのでは、大きな差異が出てくると思います。すなわち、自治権を尊重して裁判していけば本案判決がなされ、本案判決をする場合には処分の実効性を確保しようとする側の請求認容の可能性というのがかなり強いわけですが、前提に宗教上の判断事項があるということで却下、ということになりますと、そういう処分の実効性を確保するための法的活動が一切拒否されるということになります。つまり、結果において大きな差異が生じてくるということであります。¹⁵⁾

以上述べて参りましたように、板まんだら事件は、きわめて特殊な内容と性質をもった事案であり、例外的に本案判決を拒否してもよい事案であつたと思います。¹⁶⁾しかしながら、蓮華寺事件は板まんだら事件と全く事案の内容も争点も違います。したがって、板まんだら事件最高裁判決を一つの先例として、ただそこにあらわれた文言だけを一般論として引用して、蓮華寺事件のような事案に適用するということは、判例の援用の仕方として、たいへん間違っていると私は思います。もつとも、この蓮華寺事件の判決も同じ最高裁の判決ですから、判例変更もしくは新たな判例の形成なのだと思えばそれはそうなのかもしれないませんが、少なくとも板まんだら事件の延長線上でこれと考えるとということ間違ひである、ということ指摘しておきたいと思います。

三 類似事件に関するの下級審判決

ここで、類似事件に関する下級審の判決を、レジュメにいくつか並べておきましたのでご報告致します。蓮華寺事件最高裁判決が出る前におきましては——同事件の控訴審判決、すなわち高裁レベルの判決が双方却下であ

つたにもかかわらず⁽¹⁵⁾、以下に述べますとおりいくつかの地裁レベルの判決がなされ、いずれも本案判決をしており、最高裁判決後は、おしなべて訴え却下の判決が相次ぎましたが、一件のみ本案判決をした例があります。以下において本案判決をした裁判例を見てみたいと思います⁽¹⁶⁾。

まず、事案の内容を簡単に説明致しますと次のようになります。日蓮正宗の被包括宗教法人である寺院（以下本節では「X」という）の住職であり代表役員である僧侶（以下本節では「Y」という）が、同宗の法主・管長であるAの地位を否定したことが同宗の教義に反する異説を唱えたことになるとして同宗の宗制宗規に従って擯斥処分を受けたことをめぐる訴訟が、全国各地に係属しております。これらの訴訟では、Xは、この処分によってYが僧籍を喪失し、それに伴い住職・代表役員の地位も喪失するとともに寺院建物の占有権原を失ったとして、その明け渡しを求め、これに対し、Yは擯斥処分の無効を主張し代表役員等の地位の存在確認を求めております。処分事由とされた異説の内容が若干異なる他は、蓮華寺事件とほぼ同じ事項が争点となっております。

すなわち、まず日蓮正宗において処分権者は管長とされているところ、Yを処分したAが管長（したがってその前提たる法主）の地位にあるか否か、次にYがAの法主・管長の地位を否定したことが、擯斥処分事由である異説を唱えたことおよび管長に対する誹毀譏謗をなしたことに当たるか否か、が争われました。処分事由のうち管長に対する誹毀譏謗に当たるか否かの点は、Aが法主・管長の地位にあるか否かの問題に吸収されますので、結局、①Aが法主・管長の地位にあるか、②Yの唱えた所説は異説にあたるか否か、の二点が争われていたといえます。そして、裁判所がこれらの事項にどのように対応するのが適切なかが問題とされたわけであり、

以下、1から8までが蓮華寺事件最高裁判決以前のもの、9が同判決以後のものであります。

1 松江判決（松江地判平成元年二月二日・判時一三〇七号一二九頁）

まず争点①に関連して、日蓮正宗における法主の地位は血脈相承によつて承継されるものであることを認定したうえで、「法主の地位の根源である血脈相承の存否については、その宗教上の教義の解釈によらなければ決し得ないことが明らかであつて宗教団体である日蓮正宗が本来的にその自治によつて決すべき事項である」としつつ、「教義、信仰上の対立をどのような形で收拾するかもっぱら各宗教団体の自治にまかされた事項であるから、宗教団体の自治的な解決結果がすでに出されている場合には、それが公序良俗に反しない限りその結果を前提として本案判決をすることが、……宗教団体の自治を保障した諸法規の精神に沿うものと考えられるから……宗教上の事項について教義、信仰上の事項を生のまま持ち出す主張はこれを取り上げて審判することはしないが、右事項に関する当該宗教団体の自治的な決定の存否の主張はこれを取り上げ、その自治的決定の存否を審判して本案判決を下すという方法によるのが相当であると解する」とし、「Aが血脈相承を受けているとの日蓮正宗における自治的な決定がすでに存在することは〔証拠略〕によつて認めることができ〔る〕」としております。

次に争点②に関連して、「血脈相承についての所説の陳述発表が異説を述べたことになるか否かは、血脈相承の意義・内容の解釈にかかるから、宗教上の事項について教義、信仰上の事項を生のまま持ち出す主張はこれを取り上げて審判することはしないが、右事項に関する当該宗教団体の自治的な決定の存否の主張はこれを取り上げ、その自治的決定の存否を審判して本案判決を下すという前記手法をここでも採用する」とし、「Yの行為が異説を唱えたことにあたるとの日蓮正宗における自治的な決定結果がすでに存在することは、〔証拠略〕によつ

て認めることができ」としており、

2 東京判決（東京地判平成元年三月三日・判時一三〇六号一四頁・判タ六九三号七五頁）

まず争点①に関連して、証拠により認定した諸事実を総合すると、「日蓮正宗における法主の選任手続は宗教行為である血脈相承によりなされるといふべきである」とし、血脈相承は、日蓮正宗の教義の根幹をなすものであるから「血脈相承が真実行われたか否かにつき裁判所が直接審理・判断するとすれば日蓮正宗の教義にかかわらざるを得ず、信教の自由を侵すおそれがあるといわざるを得ない」のでそれは避けるべきであるが、「宗教団体における自治と信教の自由を尊重するため、日蓮正宗自身が、Aが血脈相承を授けられた法主に就任したことを、肯認していたか否かを審理することによつて、日蓮正宗においてこれが肯認されているとすれば、この宗教的判断を尊重し血脈相承が存在したとされていることを前提として裁判するのが相当である」として、証拠上このような「肯認」が存在すると認め、Aの法主の地位を認めております。

次に争点②に関連して、「裁判所としては、当該宗教団体における自治と信教の自由を尊重するため、異説性の有無が宗教上の教義の解釈にわたるときはその審理を避け、当該宗教団体における解釈を尊重し、当該宗教団体が自治的になした解釈を肯認して、これを基礎として判断すべきである」。「日蓮正宗においては、……Yの所説が同宗における血脈相承を否定する異説である旨の裁定をしたことが認められ」るので、「Yの主張は、日蓮正宗の教義に反する異説を唱えたものといわざるを得ない」としております。

3 京都判決（京都地判平成元年五月二十五日・判夕七一五号二五四頁）

争点①に関連して、血脈相承の性質に鑑み、「裁判所がBからAへの血脈相承の存否を直接判断するには、どうしても日蓮正宗の血脈相承に関する教義の内容に立ち入り、併せて同宗の僧侶や信徒らの血脈相承に関する解らないし宗教的信念に立ち入らざるを得ないと考えられ……信教の自由、宗教団体の自治を侵害することになり、許されないものというべきである」が、「血脈相承の存否を直接、証拠によって判断するということではなく、日蓮正宗においてBからAに血脈相承がなされたものとされているか否かという同宗の自治結果の存否について証拠により判断して、血脈相承の存否をいわば間接的に判断することはできるものと考えられるし、そうするのが相当であると解される」として、自治的結果があると認め、法主・管長の地位を認定しております。

争点②に関連しても、「日蓮正宗が、Yの所説が異説であり、したがってまた、管長に対する誹毀・讒謗に当たる旨自治的に判断決定したか否かという点については、前記(一)で説示したのと同じ理由から、裁判所がこれを審判することができるものと解するのが相当である。……これらの事実と〔証拠略〕によれば、日蓮正宗において、右所説が異説である旨、したがってまた、それが管長に対する誹毀・讒謗になる旨自治的に決定されることが認められ〔る〕」としております。

4 青森判決（青森地判平成元年六月二十七日・判夕七一四号三三八頁）

この判決はまず、懲戒処分効力について、「裁判所としては、団体の自治を極力尊重するという観点から、団体による処分の効力の存在が外形的に認められる限り、その処分を一応有効なものとして取り扱うこととし、その無効を主張する者に無効原因たる瑕疵について主張・立証責任があると解するのが相当である」との見解を

示しております。

そのうえで、争点②に関連して、「右の判断に当たっては、宗教団体の自治を極力尊重するという観点から、この点に関する日蓮正宗の自治的な決定が既に存在する場合には、これを尊重し、これを裁判の基礎とするということが許されるし、このような態度こそが、信教の自由を保障した趣旨に適合すると考えられる」とし、証拠により認定した事実によれば「日蓮正宗においては、Yの所説は異説とされていることが明らかであるから、Yの行為が異説を唱えたことに該当しないことを前提とするYの主張は理由がない」としております。

また、争点①に関連しても、「当裁判所としては、宗教団体の自治を極力尊重するという観点から、この点に関する日蓮正宗における自治的決定の存否を取り上げ、これを裁判の基礎とすることにする」とし、「日蓮正宗においては、Aの法主の地位は、Yの造反にもかかわらず、不動のものとして確立しているものと認められる。」「そうだとすると、Aが法主の地位にないことを前提とするYの主張は理由がないことが明らかである。また、日蓮正宗においてAが法主として推戴されている以上、同人の法主の地位を否定し、同人が法主を僭称している旨のYの言動が管長に対する誹毀又は讒謗に当たることも多言を要しない」としております。

5 水戸判決（水戸地土浦支判平成元年六月二五日・判夕七一一五号二六五頁）

まず争点①に関連して、「裁判所は、血脈相承の存否を直接審理判断することは差し控えるべきで、本件処分時、日蓮正宗内部において、Aが血脈相承を受け法主に就任したものと確定的に承認されていたか否かを審理し、これが認められるときは、同宗の自治を尊重し、血脈相承が存在したことを前提として裁判をするのが相当である」とし、証拠により認定した事実によれば、「少なくともB死亡後約八か月後に行われた右『御代替奉告

法要』の終了当時までには、日蓮正宗宗内において、AがBから血脈相承を受けていた旨確定的に認められたとすべきである。したがって、Aは、昭和五四年七月二日日蓮正宗の法主に就任し、宗規一三条二項により同宗管長に就任したと認められる」としております。

次に争点②に関連しても、「裁判所は、公序良俗に反しない限り、宗教団体の自治及び信教の自由を尊重し、当該団体において自治的になされた解釈を尊重すべきものと解するのが相当である」とし、「証換略」によれば、Aは、昭和五七年一月一五日ころ、日蓮正宗管長として、責任役員会の議決に基づいて、Aの血脈を否定し、Bが誰に対しても血脈相承をなさなかつた旨の主張は同宗の教義に反する異説である旨を裁定したことが認められ……Yの所説は、日蓮正宗の教義に反する異説に該当するといわねばならない」としております。

6 宇都宮判決（宇都宮地判平成元年四月二七日・未登載）

まず争点①に関連して、「宗教」団体の内部関係に関する事項については、原則として当該団体の自治権を尊重すべく、本来その自治によって決定すべき事項については国の機関である裁判所がこれに立ち入って実体的な審理判断をすることはできないものと解されるが、このことから、右事項に関する団体自治の結果が出ている場合には、市民法上の権利又は法律関係をめぐる紛争を解決することができるものであり、裁判所として当然にそうすべき責務があると解すべきである。そして、宗教団体の自治権は、国からの独立という宗教団体の性格から認められるところの、宗教上の役職員の就・退任、任免その他内部組織に関する規定を制定できることのほか最終的にはその規定を解釈し適用することを含むものと解するのが相当である。」「右理解を前提として本件を検討するに、前記日蓮正宗の法主の就任規定である宗規一四条の解釈はもち論のこと、その解釈を前提とする日蓮正

宗のYに対するX寺院の住職たる宗教上の地位を喪失させる本件懲戒処分も、専ら日蓮正宗の自治権の行使に委ねられ、その行使の手續きが著しく宗規の規定に反するとか、懲戒事由について事実無根であるとかの無効事由がない限り、日蓮正宗の内部決定事項については、裁判所は、これに立ち入ることはできない。従って、本件懲戒処分は、日蓮正宗自治権の行使としてその団体構成員であるYを原則的に拘束し、Yは、前記無効事由を主張、立証する責任を負うものと解することになる」。

しかしながら、「法主の就任に関する宗規の解釈権は日蓮正宗の自治に委ねられていることは前記のとおりであるから、日蓮正宗においてYの主張する宗規の解釈が宗教団体自治の結果として出ていることを検討すべきところ、Yはこの主張、立証をしない」。かえって、証拠により認定した事実を総合すると、「当時既に日蓮正宗内においてAの法主就任は確定していたものということが出来る」。「そうだとすると、Aは日蓮正宗の法主であるとする日蓮正宗の団体自治の結果により当然にその管長たる地位を有することになる」としております。

次に争点②に関連しては、「これは血脈相承という宗教上の行為にかかることであって宗教団体内部の自治に委ねられるものであるから、日蓮正宗内において、Yの主張が異説であると決定されているかどうかの事実を認定することで足り、裁判所が立ち入って評価すべき事項ではない」とし、認定された諸事実によれば、日蓮正宗内においてYらの所説が「異端、異説であるということに決しているものということが出来る」としております。

7 福島判決（福島地判平成元年四月二十八日・未登載）

まず争点①に関連して、「このように血脈相承には、現法主（時には前法主）が特定の者を次期法主とする選

定意思を内包するから、この点のみを取り上げれば、その存否は専ら信仰上の価値判断にかかる事柄とは異なり、一個の客観的な社会的行為ということも可能である。しかしながら、血脈相承は単に次期法主の選定というだけではなく、宗義伝承の宗教上の意義を有する宗教上の秘伝、すなわち事柄の性質上外部の者が窺い知ることのできない秘儀として行われ、その外形的特徴もないものであるから、結局、血脈相承はその有無を証拠によって直接認定することはできない性質のもといわざるを得ない。「血脈相承は……外部の者が窺い知ることのできない宗教上の秘伝として行われるもので、事柄の性質上証拠によって直接これを認定することはできず、……宗教団体の内部関係に関する事項については、当該団体の自治権を尊重すべきものであるから、本件血脈相承の存否は結局日蓮正宗内部における自治的判断の認定を介して間接的に認定せざるを得ない」とし、証拠によって認定された事実を総合すると、「Aは、B遷化以後、日蓮正宗において、Bから血脈相承を授けられて法主の地位にある者として扱われているということができ、したがって、日蓮正宗においては、Aに対する血脈相承がなされたという自治的決定がなされているというべきである」としております。そして、「血脈相承を認めることが明らかに不合理な事実の存在が認められる場合には、なお裁判所は血脈相承の不存在を認定することができるといわなければならない」として、そのような事実が認められるか否かにつき検討した結果、「血脈相承がなされなかったとの事実を認定することはできないのであるから、日蓮正宗自身の自主的判断を尊重し、右事実が存在するとはならない」としております。

次に処分事由に関しては、「Yが、これを否定し、管長であるAに対して、法主の地位を僭称するものであると通告し、その通告内容を檀徒新聞である継命（昭和五六年一月二二日号）に公表したことは、管長に対する誹毀・讒謗に該るものといわなければならない」として、Yの所説が異説か否かについて論ずるまでもなく、懲戒

事由が存在するとしております。

⑧ 千葉判決（千葉地判平成元年七月一九日・未登載）

争点①に関連して、「裁判所は、管長・代表役員の地位の前提問題として法主の地位の判断を行うについては、法主の資格を争われている者が法主としてふさわしい適格を備えているかどうかという宗教団体内部で自治的に決定されるべき宗教上の教義又は宗教活動に関する問題を判断するのではなく、当該宗教団体における法主の選任の手続き上の準則はいかなるものであるか、そしてそれを満たしているかどうかについて審理判断すべきものと解するのが相当である」。「仮に、右選任手続きについて宗教的意味合いを有する行為が存する場合には常に裁判所の判断が及びえず、それをもつて、当該紛争が全体として裁判所の審理判断に親しまず法律上の争訟にあたらないものとして訴えを却下する……とすると、それは紛争の解決が裁判所に求められているのにこれを拒絶し、宗教団体を無法状態のまま放置することとなって、自力救済が原則的に認められないことと合わせ考えると妥当ではない」。「本件においては……当裁判所としては法主の選任手続きは、原則として前法主（先代法主の誤り）による血脈相承を受けることによつてなされると認められるものである。そして、右血脈相承は、宗教上確信される宗教的事実としての血脈相承をいうのではなく、裁判所が……前提問題として法主の地位の有無を判断する際に審理判断する選任手続の内容としてのいわば社会的事実としての血脈相承をいうのであって、これは当事者間の紛争解決を委ねられた裁判所によつて認定されうるものであるから、本件紛争が全体として法律上の争訟にあたらない場合とは言え（ない）」とし、本案判決をすべきであるとしております。

その上で諸事実を認定し、「これらの事実を総合すると、社会的事実からみると、Aは昭和五三年四月一五日

に前法主（先代法主）Bから血脈相承を受け、昭和五四年七月二二日Bの死亡により法主（管長）に就任したと推認することができる」としております。

また争点②に関連しては、「異説かどうかの裁定権は法主にある」「宗内各層でYの説は異説であるとの合意が形成されていた」等の事実を認定し、「法主A……はYの説を異説であると裁定したことが認められ、Yの説は異説である」としております。

9 大津判決（大津地判平成元年二月二〇日・未登載）

この判決は蓮華寺事件最高裁判決がなされた後に言い渡された唯一の本案判決であり、その意味でも注目にするものであります。

まず争点①に関連して、「裁判所が宗教団体の信仰の自由を犯すことなく、『法主選任準則は何か』などの団体の内部の事項を認定するには、当該団体の自治権を尊重すべく、当該団体の確立した認識を基礎とすべきであるものとする。ただし、当該団体の確立した認識を基礎とする限り、当該団体の自治権ひいては当該宗教団体の信仰の自由を犯すことにはならないからである。」「正宗の確立した認識によれば、宗規一四条二項所定の『選定』とは宗教行為としての『血脈相承』であること……が認められ〔る〕」としたうえで、「弁論の全趣旨によつて、『血脈相承』が正宗の教義・信仰の根幹をなしていることが優に肯認できる」ので、裁判所が宗教団体（正宗）の信仰の自由を犯すことなくしかも結果的に「血脈相承」の存否につき認定するには、「当該団体（正宗）の自治権を尊重すべく、AがBから『血脈相承』を受けて正宗の法主に就任したか否かについての当該団体の確立した認識を基礎とすべきである」とし、認定した事実によると、「Aは、B遷化の直後からBから『血脈相承』を

受けた旨公表し、正宗もAが法主に就任したことを公認し、Aの法主に就任に關連する諸儀式が平穩に行われ、Aも法主の職務を遂行し、Aの法主就任から一年数か月後である昭和五五年一二月に至って一部僧侶からAの法主就任に疑義を呈する言動が出るまでYを含む何人からもAの法主就任につき異議を唱えられず、右言動後も宗内ではAが正統な法主に就任したことが再確認されたことが認められる。「そうすると、Aが正統な法主に就任したことは宗内では確定しているのであって、したがって、Aは昭和五四年七月二二日正宗の第六七世法主に就任し、かつ、擯斥処分権者である管長に就任したというべきである」としております。

また争点②に關連しても、「ある所説がある宗教団体の異説にあたるか否かの判断は、当該宗教団体の教義の解釈なくしてできないところ、宗教団体の教義の解釈を裁判所が積極的に解釈、認定することは当該宗教団体の信仰の自由を犯す危険があるから、裁判所としては当該宗教団体の教義解釈上の自治権ひいては信仰の自由を尊重すべく、当該宗教団体が自治的にした教義の解釈にしたがうべきものと考え」とした上で、「異説性の最終裁定権者は法主・管長であるべきところ……正宗の法主・管長であるAは昭和五七年一月一六日ころ、責任役員会の議決に基づいてYの所説が正宗における血脈相承を否定することにつながる異説である旨を裁定したことが認められ、……Yの所説は正宗の教義に反する異説に該当するものというべきである」としております。

これらの判決の詳しい分析につきましては、省略させていただきますが、共通点は、法主の地位の問題も、異説の問題も、これは宗教団体の教義信仰に絡む問題であるので、それについて裁判所が自ら判断することはできないとしながらも、宗教団体内において、たとえば「血脈相承を受けた」とか「異説である」との自治的決定の結果前提として裁判してよい、ということを骨子にした判決であるという点でございます。

蓮華寺事件の第一審判決でも似たような手法が取られました。同判決では、異説についてだけでありましたが、自治的決定の結果を裁判の前提にしてよいという結論を出しました。法主の地位につきましては、裁判所が血脈相承の存否を自ら判断してよいことを前提にして、間接事実の積み重ねによって血脈相承があったという判断をしております。しかし、ここにあげたいいくつかの裁判例は、その点につきましても自治的決定の結果を尊重。するという態度をとっているわけであります（但し8は、蓮華寺第一審判決と同じ手法をとっているようです）。そこに、蓮華寺事件第一審判決とここにあげたいいくつかの下級審判決との違いというのがあります。

私は、宗教団体の自治ということを積極的に考えていくならば、蓮華寺事件の第一審判決はちよつと中途半端であるという気が致します。¹⁷⁾ 宗教団体の自治の尊重ということを徹底していくならば、ここにあげたいいくつかの下級審判決のように、血脈相承についても自治的決定の結果を裁判の基礎にとるべきであると考えております。

なお、レジュメに書いてあります「小田原教会事件」、これは控訴審判決でございます。¹⁸⁾ これは蓮華寺事件最高裁判決の後ですが、本案判決をしております。ただ、事案として若干違う点があります。一つは処分事由の違いです。今までの判決は異説を理由に処分した事案であります。小田原教会事件は、宗務院の命令に従わなかったという、いわゆる命令、統制違反が処分事由になっております。もう一つは、小田原教会事件には処分権者である管長の地位をめぐる争点がないということであります。すなわち、この事件で地位を争っている元住職は、処分権者であるA管長から任職に任命されたということであります。当初は、自分を小田原教会の住職に任命したときはAは正当な管長であつたけれども、自分の処分をしたときは正当な管長ではなくなったのだという、たいへん支離滅裂な主張をしておりますが、その後、さすがに矛盾に気がついたのでか、その主張はしなくなったという経緯があります。一連の異説処分訴訟においても、そのように、自らを任命した管長を、処分した

ときには管長でないということでも争っているケースが、全国で十数件ございます。そういう観点からすると、管長の争点というのは後から作りだした、ためにする争点であるといえましょう。

四 問題点の整理——むすびにかえて——

最後に、簡単に問題点を整理しておきたいと思います。

まず、理論的な問題として、蓮華寺事件のような事案の場合、訴え却下でよいのか本案判決をなすべきなのか、本案判決をするとしてどのような手法が採用できるのか、自治的決定の結果を裁判の基礎にして判断してよいのか、等の問題が「宗教団体の自治」、「司法権」の機能と責務、それと裏腹の関係にあたる「裁判を受ける権利」などと関連して検討されなければなりません。この点につき、私は自治的決定の結果を判断の基礎にして本案判決をするべきである旨をつとに主張して参りました。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾ 本日はこれらの問題については、これから三人の先生方がさまざまな角度からご検討くださることになっておりますので、私からは次の二点を指摘するに止めたいと思います。第一点は、蓮華寺事件の高裁や最高裁の却下判決に比べて、ご紹介した下級審の本案判決の方がずっと説得力があるのではないかということです。この点は読み比べていただければよくお解りいただけるものと思います。第二点は、ともかくも下級審においては、本案判決をしようとして模索していることが窺えるということです。これは蓮華寺事件の第一審判決についてもいえることであります。これが、紛争に直に直面している現場の裁判官の、紛争解決の必要性に対する率直な感覚であろうと思います。

次に、却下判決の結果の不当性———という点で困るか———という点を見ておきたいと思います。

まず一つは、異説を理由としての処分の実効性が全く欠如してしまうという点でございます。宗教団体の中で一番重要な統制処分ともいえる異端・異説を理由にした処分をした後、その被処分者が寺院などを不法占拠していてもこれを退去させることができない、というような状況になってしまうというところであります。それと関連することですが、世俗的な問題、たとえば、不行跡などが処分事由になった場合、そのような不行跡があったか、なかったかということは裁判所が判断できるということで、おそらくそういうことを前提とした処分については、法律上の争訟性があるとして実体判決をしたいと思います。そうすると、金を使い込んで処分されたなどという場合には処分の実効性が確保されるにもかかわらず、宗教団体の生命線である教義の問題で処分されたという場合には実効性がなくなってしまうというところで、きわめてアンバランスな、不都合な結果が生じるのではないかとこのように思います。

さらには、権利関係がたいへん不安定になるということです。処分により今までお寺に住んでいた人は日蓮正宗と関係のない者となったわけです。Yは寺院の代表役員の地位の確認という形ではありますが、その前提として、住職さらには教師僧侶の地位の回復を求める訴訟を起しております。しかしながら、それらの地位の回復の訴えも却下されておりますので、地位回復の前途が閉ざされてしまっております。一方お寺を不法占拠しているYに対し出ていってほしいという訴えも却下ということで、ある意味からいうと両すくみでございます。その結果、なら法的権限のない人がお寺に住んでおり、一方そのお寺にまつわる様々な取り引きをする場合には、そのお寺に住んではいない任住職が、法的には代表役員としていろいろな行為をしなければならない、ということになり、第三者との法律関係もたいへん混乱してくるというような面もあります。

さらにまた、そういう不安定な法律状態というのが続きますと、信徒の人たちも段々ライラしてくるという

こともあろうかと思えます。先ほど申し上げたように、裁判という手段があるから自力救済は禁止されているということでありませけれども、裁判で解決しないということは、最高裁は、それでは自力救済をしるということ奨励しているのか、ということもいいたくなるような事態になってきているということでございます。

このような様々の点から見て、本件のような事案は、紛争解決の必要性がきわめて高い事案であつて、裁判所がこれを却下のまま放置するということは、その機能と職責から見て、きわめて不適切であり、怠慢のそしりを免れないものであると考える次第であります。

以上、若干駆け足で、十分な説明もできなかった点もございますが、足りない点につきましては後ほどの質疑応答で補充させていただきますと思います。

たいへん長時間ありがとうございました。

(1) 宗教団体をめぐる紛争に関連する諸問題につき、近年多くの論文が発表されている。そのうち本稿に関連する主なものを挙げると次のとおりである。

新堂幸司「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権(一) 例」法教二二三号八頁・二四号六九頁・二五号九九頁・二六号三七頁(一九八二年)(以下「新堂第一論文」という)、同「審判権の限界——団体自治の尊重との関係から——」講座民事訴訟第二卷一頁(一九八四年)(以下「新堂第二論文」という)、住吉博「宗教団体内部紛争と仮処分」新・実務民事訴訟講座一四卷三二七頁(一九八二年)、安武敏夫「宗教的判断事項に問する一考察(上)」判例評論三二五号二頁(一九八六年)(宗教法研究八輯所収)、松浦馨「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟(一)」「(二)」民商九四卷二号二三四頁・同九四卷三号三六九頁(一九八六年)(以下「松浦第一論文」という)、同「民事訴訟による司法審査の限界」竜喜喜助還暦記念「紛争処理と正義」一頁(一九八八年)(以下「松浦第二論文」という)、佐藤功「法律上の争訟」と司法権の限界」民事研修三三七号七頁(一九七七年)、相沢久「宗教教義の紛争と司法権とに関する一考察」上智法学二〇巻三号一頁(一九七七年)、種谷春洋「宗教問題と司法権の限界」判夕四八〇号三三頁(一九八三年)、同「宗教問題と司法権の限界再考」判夕四八二号六頁(一九八三年)、笹川紀勝「宗教団体の内紛と司法審査」芦部信喜還暦記念「憲法訴訟と人権

の理論」二二五頁（一九八五年）、拙稿「宗教上の事項と法律上の争訟——最高裁「板まんだら判決」とその後の下級審裁判例の動向——」宗教法五号六六頁（一九八六年）（以下「桐ヶ谷第一論文」という）、同「宗教団体の自治と司法権の介入」東洋学術研究二六巻一四一四五頁（一九八七年）（以下「桐ヶ谷第二論文」という）。

なお、アメリカにおける問題状況について、池田光晴「裁判所は宗教教義の審査ができるか」創備法学六巻二号一頁（一九七六年）、松本保三「宗教事項と裁判所の司法審査について」同誌九五頁（一九七六年）、法性祐正「宗教団体内部紛争と司法介入抑制の法理」龍谷法学二二巻二二三頁（一九八八年）、吉崎暢洋「宗教団体内部紛争への司法介入の限界」大阪市立大学雑誌三五巻一六一頁（一九八八年）。

フランスにおける問題状況について、小泉洋一「宗教上の紛争に対するフランスの裁判所の態度」阪大法学一三七号四五頁（一九八六年）（以下「小泉第一論文」という）、同「フランスにおける教会の内部規律に対する裁判所による統制」宗教法六号八一頁（一九八七年）（以下「小泉第二論文」という）。

(2) ▲蓮華寺事件▼

第一審判決・大阪地判昭和五九年九月二八日・判時一一四五号八一頁・判タ五四一四一六五頁、控訴審判決・大阪高判昭和六一年五月六日・判時二二〇七号六一頁、上告審判決・最判平成元年九月八日・民集四三巻八号八八九頁。

同事件の調査官の判例解説として、魚住庸夫・曹時四三巻五号二二二一頁（一九九一年）、評釈として、同・ジュリ九四八号二〇〇頁（一九九〇年）、大沢秀介・ジュリ九四七号八三頁（一九八九年）、市川正人・法教一一五号七五頁（一九九〇年）、伊藤眞・判タ七一〇四頁（一九八九年）、高橋宏志・私法判例リマックス一九九〇年二〇三頁、松浦馨・ジュリ九五七号平成元年度重要判例解説一一二頁（一九九〇年）、佐藤幸治・宗判百選第二版七二頁（一九九一年）、長岡徹・判例評論三七七号五八頁（一九九〇年）、石川明・法学研究（慶応）六三巻八号九〇頁（一九九〇年）、竹下守夫・民商一〇二巻三三三四一頁（一九九〇年）があり、一審判決の評釈として、本間靖規・龍谷法学一八巻一七七頁（一九八五年）がある。

なお、同判決を中心とする論稿として、竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報三三六号一頁（一九九〇年）、中野貞一郎「司法審判権の画定基準」民商一〇三巻一〇一頁（一九九〇年）、佐藤幸治「審判権の範囲と限界」ジュリ七一〇一頁（一九九一年）（以下「佐藤第一論文」という）、同「宗教団体紛争と司法権」法教一三六号二四頁（一九九二年）（以下「佐藤第二論文」という）、高橋宏志「審判権の限界について」法教一一九号九〇頁（一九九〇年）、松浦馨「宗教団体の自律的結果承認の法理」三ヶ月章古稀祝賀「民事手続法学の革新」中巻一頁（一九九一年）（以下「松浦第三論文」という）、小林秀之「民事訴訟法の現代的問題(2)」判タ七五

○号一六頁（一九九一年）がある。

- (3) 日蓮正宗内部における「正信覚醒運動」をめくり、様々な紛争が起り、そのうち訴訟になったものも多い。その紛争および訴訟の背景、内容ならびに各々の関係について、桐ヶ谷第一論文八〇頁―九二頁、後掲桐ヶ谷評釈（注（16））一三三頁―一三四頁および同評釈注（4）―（7）参照。

- (4) 同判決は、法律上争訟に当たらないとする理由として本文に述べたことに加えて、「そのみならず、そもそも本件紛争の実質は、……日蓮正宗最大の信徒団体である創備学会に対し日蓮正宗としていかに対処すべきかとの宗教団体運営上の基本問題をめぐり現に宗派を二分して展開されている正信覚醒運動とこれに批判的なA及び宗務院によって代表される創備学会に対して協調和合しようとする立場をとる者との間の宗教上の紛争のあらわれのひとつとみるのが相当であ[る]」と本件訴訟の背景事情を述べ、本文に述べたこととあいまって、「結局本件訴訟は、その実質において宗教上の争いにほかならないといわざるをえず法令の適用による結局的な解決の不可能なものであって、裁判所法三案にいう法律上の争訟に当たらない」とし、双方却下が相当であると結論づけている。しかしながら、法律上の争訟か否かは、その訴訟上の請求（訴訟物）によって判断されるべきものであり、同判決のように訴訟の背景事情を判断の資料にすることは、一般訴訟法理論に反すると指摘されている。松浦第二論文二二頁（注、同第三論文三八頁参照）。

- (5) このような一般論により、Yからの代表役員等の地位確認請求も却下しているが、これは逆に被処分者の権利救済の途を閉ざすことになり、この点からも問題である。竹下・前掲書研所報五三頁参照。

- (6) 結果的に一方当事者に裁判所が支持を与えることになるということが、裁判所が審判権を差し控えるべき理由とはならないことについて、例えば、竹下・前掲評釈三五六頁、伊藤・前掲評釈一一頁、松浦第三論文三九頁以下等。

(7) 八板まんだら事件

第一審判決・東京地判昭和五〇年一〇月六日判時八〇二号九二頁、控訴審判決・昭和五十一年三月三〇日・判時八〇九号二七頁・判タ三三六号一八八頁、上告審判決・最判昭和五六年四月七日・民集三五卷三三号四四三頁。

同事件の調査官の判例解説として、篠田省三準・曹時三七七九頁（一九八六年）、評釈として、谷口知平・民商八六卷二号二六九頁（一九八二年）（宗教法研究五輯所収）、中野貞一郎・民訴百選第二版一〇頁（一九八一年）、藤井俊夫・ジュリ七六八号昭和五六年重要判例解説二六頁（一九八二年）、住吉博・同誌二二八頁（一九八二年）、種谷春洋・判タ四七二号民事主要判例解説二一九頁（一九八二年）、若原茂・ジュリ七四六号一〇二頁（一九八一年）、佐藤功・法セ三二七号一八頁（一九八一年）、笹川紀勝・法教一一号一〇頁（一九八一年）、松本昌悦・法律のひろば三四卷八号五五頁（一九八一年）、竹中勲・法セ三三四号二二八頁（一九八二年）、住吉

博・法七三二五号一三八頁（一九八二年）、はやし・しうぞう・時の法令一一〇七号四五頁（一九八一年）、山田恒久・法学研究（慶応）五五巻三号一二四頁（一九八二年）、野坂泰司・宗判百選第二版七〇頁（一九九一年）があり、原判決の評釈として、小室直人・判例評論二二二号三三頁（一九七六年）、平野武・龍谷法学九巻二二六九頁（一九七六年）（宗教法研究一輯所収）、渡辺綱吉・愛知学院大学宗教法制研究所紀要二五号八三頁（一九七九年）がある。

なお、経過の概要につき、桐ヶ谷第一論文六九頁―七七頁、拙稿「衣を被った宗教紛争と司法権」法七増刊「憲法訴訟」二六四頁（一九八三年）参照。

(8) 後記注(19)参照。本文に述べたような理由から蓮華寺事件のような事案には本案判決をなすべきであるとしているものが多い。例えば、竹下・前掲評釈は、国民の権利救済という司法権固有の使命などから「宗教団体の内部紛争の効力が、具体的権利義務にかかる請求の前提問題として争われている場合には、……事件全体について法律上の争訟性を否定することは、可及的に避けるべきものと思われる」とし（三五五頁―三三六頁）、伊藤・前掲評釈は、審判権を否定することは裁判を受ける権利を否定することであるから「基本的人権にかかわるので、慎重な判断を要する」とする（二三頁）。また高橋・前掲評釈は、自力救済の禁止、強制執行権限を国家が独占していることなどの観点から本案判決をすべきであるとしている（二〇八頁）。

(9) 松浦第二論文は、「板まんだら事件」が法律上の争訟にならない理由に関し、「宗教上の供養行為が全く内心の、直覚的な信仰に基づく、全く自由な、自発的な行為であることを考えると、信仰対象や教義の点で錯誤があったなどと主張することは、そもそもおかしいと考えられる。錯誤などを云々するには宗教上の供養行為は余りにも直覚的で自発的な、自己責任的な行為である」とし、「信仰を失った人が信仰を有した頃になした供養金の返還の請求をしても取り上げられないのと同様、錯誤を理由とする返還請求も取り上げられなくもおかしくない」としている（二二頁）。相沢・前掲三二頁参照。その他供養行為の宗教行為性を指摘する論者は多い。

(10) 新堂第二論文はこの点につき、「前提たる信仰上の価値、宗教上の教義解釈にかかわる争点についての判断が紛争の核心をなし、その判断は法律を適用して判断できるような性質の問題でないのに、その点について裁判所の審判をうるために、あえて法律関係の衣をきせて提訴したと認められるような場合である」としている（二二頁）。

(11) 小島和司「信教の自由」法教一一号六頁以下（一九八一年）参照。同教授は、「実質において」法律上の争訟にあたらなかった点に本判決の意義があるとして、「当事者の、本件提訴の実質的な目的は、寄付金返還請求にあるのではなく、被告が宗教的権威とするもの、および被告の行為の不当を国家権力によって烙印づけるところにあると断定し、そのような請求は「法律上の争訟」とはならないとしたのである」と指摘している（九頁）。

(13) 松浦第二論文二三頁、三八頁、同第三論文三六頁参照。

新堂第二論文二四頁―二五頁参照。同教授は、宗教団体における処分をめぐる訴訟を、「処分抗争型」と「処分貫徹型」に分け、教義・信仰上の事項が前提問題として存在する訴訟につき、処分抗争型の場合には、事件全体を「却下」にしても処分を有効として「棄却」にしても、「団体自治の尊重」という点からは、たんなる程度の問題とみられ、処分貫徹型の場合には、「却下」と処分を有効として本案判決をする場合では、「団体の自治の尊重」という点では、まったく正反対の結論に至りうる違いがある」とし、「管長事件」(第一審判決・静岡地判昭和五八年三月三〇日・判時一〇八一号三八頁・判タ五〇〇号一八九頁、第二審判決・東京高判昭和六〇年一月二一日・判時一一七三号一四頁)のような処分抗争型と「蓮華寺事件」のような処分貫徹型では訴訟の扱い方に大きな違いがあることを指摘している。

なお、松浦第二論文二三頁―二四頁参照。同教授は、「管長事件」につき、本来宗教団体の独立的自律権が認められる場合であっても、原告がこれを争う立場から提起した訴訟においては、原告・被告・裁判所いずれの立場から見ても、独立的自律権の行使の結果を認定しなればならない必要性をいし実益がないことが少なくない、との観点から、そのような場合には、あえて「請求棄却」の本案判決をするより、「訴え却下」判決をする方に相当の理由があるとす。これに対し、原告が独立的自律権を援用する立場から起した訴訟の場合には、宗教団体が独立自律権を行使したと認められる限り、その結果を事実として尊重し、それを前提として本案判決をすべきである、とする。

(14) 「板まんだら事件」の特殊性を、その訴訟の経緯、訴えの内容、当事者の訴訟活動等の角度から分析し、同事件はその特殊性の故に却下すべきものである、という点を論じたものとして、桐ヶ谷第一論文参照(特に六九頁―七七頁)。

(15) 「蓮華寺事件」だけでなく、「妙真寺仮処分事件」の控訴審判決(東京高判昭和六〇年二月二八日・判時一一五一号六八頁・判タ五四八号二九四頁)もほぼ同様の理由で、双方の申立を却下している。同判決に対する評釈として、住吉博・法律のひろば三八巻六号五四頁(一九八五年)(判決支持)がある。

(16) これらの判決のうち「東京判決」についての評釈として、中野貞一郎・判タ七〇四号七六頁(一九八九年)、「東京判決」、「松江判決」についての評釈として、拙稿・創価法学一八巻四号一二七頁(一九八九年)(以下「桐ヶ谷評釈」という)。

(17) 竹下・前掲評釈は、「血脈相承」の存否については、「その選定行為としての事実的側面は、証拠による認定が可能な筈であるし、また、この事実的側面に限って審理・判断することは、教義に立ち入ることにはならない」とし、間接事実の積み重ねによって、その存否を推認し、蓮華寺事件第一審判決の手法を支持している(三六一頁)。傾聴すべき見解であるが、「血脈相承」の本質的部分が教義・信仰

に密接にかかわるものである以上、事実的側面だけを見てその存否を判断するといつても、結果的には教義・信仰についての判断を裁判所が直接に行ったことになるのではないかと思われる。

(18) 東京高判平成元年一月十五日・判タ七三〇号二三三頁。

(19) 私はかねてより、宗教団体の自治を尊重する立場から、蓮華寺事件のようなタイプの訴訟の場合には、前提問題である宗教上の事項については当該宗教団体の自治に委ねられるべきものであるから、その自治的決定がある場合には、その決定結果を判断の基礎にして本案判決をなすべきであると主張してきた(桐ヶ谷第一論文九四頁～九六頁、同第二論文二六一頁～一六六頁、同評釈一四五頁～一四八頁)。同様の考え方を示唆ないし提唱するものとして、新堂第一論文四三九頁～四〇頁、同第二論文二二頁～二五頁・特に二五頁の注(19)、松浦第一論文(一)一〇八頁、同第二論文一五頁～一八頁・二四頁～二七頁・三六頁、同第三論文、安武・前掲一〇頁、佐藤第一論文二〇四頁～二〇五頁などがある。

なお、前掲注(2)所掲の評釈・論稿のうち伊藤・高橋・松浦・佐藤・石川・竹下・各評釈ならびに竹下・佐藤・高橋・松浦・各論稿はこのような立場に立つて蓮華寺事件最高裁判決に反対ないし疑問を呈している。市川評釈も自治的決定結果を裁判の基礎にすることを否定するものではなく、事案の特殊性という限定付きで最高裁判決を支持しているにすぎない。大沢・評釈は手続審査の余地をより積極的に求め本案判決をすべきであったとし、中野・論稿も自治的決定結果を裁判の基礎にすることには反対であるが、本事案については主張立正責任の所在に従い裁判をし、本案判決をなすべきであるとしており、いずれも最高裁判決には反対である。

最高裁判決を全面的に支持するものとしては、魚住・解説、同・評釈があるのみで、小林・論稿がやや躊躇しながら同調している(魚住・解説・評釈も自治的決定結果を裁判の基礎にすることを全面的に否定するものではない)。なお、同判決と同旨の論として、本間・前掲評釈、住吉・前掲評釈(注(15))がある。

(20) 自治的決定結果を裁判の基礎にして裁判をなすべきであることについては、我が国と同様の信教の自由条項を持つ、アメリカ合衆国、ドイツ、フランス等の諸国においては、宗教団体の自治の当然の帰結として、数多くの裁判例や学説によって承認されているところである。

アメリカの裁判例として、例えば次のものがある。

Watson v. Jones 80 U.S. (13 Wall.) 679 (1871)

Kedroff v. St. Nicholas Cathedral 344 U.S. 94 (1952)

Presbyterian Church v. Hull Church 393 U.S. 440 (1969)

Serbian Eastern Orthodox Diocese v. Milivojevic 426 U.S. 696 (1976)

アメリカにおける裁判例の紹介、分析につき、池田・松本・法性・吉崎・前掲各論文参照。特に法性・前掲四八〇―六一頁。なお、蓮華寺事件等についてのローレンス・H・トライブ教授（ハーバード大学）作成の「鑑定意見書」がある。

フランスにおける問題状況については、小泉第一論文、特に七三―七四頁参照。

ドイツにおける問題状況については、蓮華寺事件等についてのコンラート・ツヴァイゲルト教授（マックス・プランク・インスティテュート外国私法・国際私法研究所元所長）およびハンス・ユルゲン・ブットファルケン教授（同研究所）作成の「鑑定意見書」がある。